

企業誘致推進事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、企業誘致推進事業業務（以下「本業務」という。）の受託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名
企業誘致推進事業業務
- (2) 業務内容
企業誘致推進事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月17日までの予定
- (4) 予定価格（提案上限額）
4, 378, 000円（消費税及び地方消費税含む）

3 担当部署

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市産業振興部商工観光課
TEL：0885-32-3809 FAX：0885-33-0938
E-mail：syokou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託業者をプロポーザルで選定する。

5 参加資格

プロポーザルに参加する者は、都市部からのIT関連企業等の誘致に関わる経験を有し、高い専門性により、本業務の推進において適切な指導及び助言ができる事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者
- (3) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者
- (4) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者
- (5) 自治体等において、都市部からのIT関連企業等の誘致に関する契約及び履行した実績がある者
- (6) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団又は暴力団の統制下

- にある者でないこと
 (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと

6 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。
 なお、様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

	項 目	期 間 等
1	公告日	令和4年6月14日(火)
2	質問書の受付締切日	令和4年6月20日(月)
3	質問書の回答日	令和4年6月22日(水)
4	参加表明書受付締切日	令和4年6月24日(金)
5	参加資格結果通知書送付	令和4年6月29日(水)
6	辞退届の提出期限	令和4年7月5日(火)
7	応募書類(提案書)の提出期限	令和4年7月12日(火)
8	書類審査の結果通知(6社以上の場合)	令和4年7月14日(木)
9	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年7月20日(水) または同月21日(木)
10	提案書の特定	令和4年7月下旬以降予定
11	契約締結	令和4年7月下旬以降予定

※日程については変更する場合がある。

7 質問書の受付・回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
 質問書(様式4)
- (2) 提出期限
 令和4年6月20日(月) 午後5時まで
- (3) 提出方法
 質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。
- (4) 提出先
 小松島市産業振興部商工観光課
 メールアドレス: syokou@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- (5) 質問書の回答
 質問に対する回答は、令和4年6月22日(水)を目途に小松島市ホームページで公開する。

8 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 ①公募型プロポーザル参加表明書(様式1)

②参加資格確認書（様式2）

【添付書類】・地方公共団体における都市部からのIT関連企業等の誘致支援業務に関する実績を確認できるもの（契約書の写しなど）

③会社概要（様式3）

【添付書類】・会社の沿革、組織が分かる書類 ※パンフレット等でも可
・直近3期分の決算書

(2) 提出期限

令和4年6月24日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）、**ゆうパック、宅配便等**

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市産業振興部商工観光課（市役所4階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する（令和4年6月29日（水）発送予定）。

9 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の業務において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届（様式7）

(2) 提出期限

令和4年7月5日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）、**ゆうパック、宅配便等**

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市産業振興部商工観光課（市役所4階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

10 提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式5）

代表者印を押印の上、提案書の鑑表紙として提出すること。

②業務実施体制（様式6）

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

③提案書（任意様式）

提案書の作成に当たっては、「仕様書」の内容を踏まえ、1案のみ作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。また、自治体等において都市部からのIT関連企業等の誘致に関する契約実績、業務の実施方針、実施フロー及び工程表を解りやすく記載し提出すること。

なお、サイズはA4に統一するものとし、文章を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等を見やすくするためA3サイズの使用は可とするがその場合は、A4サイズに折り込むこと。

④見積書

業務見積書（任意様式、ただしA4版に統一すること）

本業務の経費について、積算根拠が分かる経費内訳を記載の上、金額（税抜額及び税込額を明記）提示してください。

(2) 提出期限

令和4年7月12日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）、**ゆうパック、宅配便等**

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市産業振興部商工観光課市役所4階)

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

提出書類①～④の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。

・正本 1部（代表者印を押印したもの）

・副本 10部（正本の写し）

（副本については提出書類の②③④には社名・社印等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。）

・CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

(6) 書類審査

企画提案者数が6社以上となった場合は、企画提案書の評価に基づき、第一次審査として書類審査を実施する場合がある。その場合は、7月14日（木）に全ての企画提案者に対し、その審査結果を電子メールにて通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格結果通知を受け取った提案者は、次のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。なお、開始時間や場所等詳細は電話又は電子メールにて別途通知する。（書類審査が発生した場合は、その合格者とする。）

(1) 日時

令和4年7月20日（水）または同月21日（木）

開始時間は別途通知するが、提案順序については提案書提出順とする。

(2) 場所

未定（別途通知）

(3) 所要時間

45分程度（プレゼンテーション：30分 ヒアリング質疑応答：15分）

※設営に係る準備、撤収時間は、審査前後10分以内とする。

(4) 内容

提案書の説明

(当日の追加資料の提出は認めない。)

(5) 参加人数

3人以内

(6) 使用機器

パソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは小松島市産業振興部商工観光課が準備する。ただし、プロジェクターの接続や動作について確約するものではないので、提案者において判断すること。

1.2 審査方法等

(1) 企業誘致推進事業業務委託者選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、企業誘致推進事業業務委託者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(2) 審査及び配点

プロポーザルの審査は、選定会議の各委員が評価を行うものとする。なお、配点については「別紙1」のとおりとする。

審査方法としては、企画提案プレゼンテーションにより、選考委員が評価項目ごとに採点し、評価が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）の提案者のうち、上位の者を委託候補者として決定するものとする。

(3) 同点の者がいる場合は選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(4) 参加者が1提案者の場合

参加者が1提案者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）を満たしている場合は、その1提案者を委託候補者として決定する。

(5) 審査結果

審査結果は、令和4年7月中旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

1.3 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が提案上限額を超えている場合

(5) 選考の公平性に反する行為があった場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、選定会議会長が失格であると認めた場合

1.4 契約手続

契約は、仕様書及び委託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約により締結するものとする。

提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1 5 その他の留意事項

- (1) 本件のプロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）で定める行政情報として取り扱うものとする。

「別紙 1」

評価項目	評価項目詳細	配点
業務遂行能力 (15点)	都市部からのIT関連企業等の誘致に関する知識や技術を有し、類似業務における実績は十分あるか。	15
業務実施体制 (25点)	適切に指導・助言が受けられる体制か。 (ミーティングの開催頻度やフォロー体制)	10
	業務を適切に実施するための人員配置及び役割分担は適切か。	5
	本業務に配置された職員は、全国における情勢や事例を把握し、類似の業務を経験したことがある者となっているか。	10
業務実施手法 (50点)	本市の特性を把握した上で、独自性・実現性に優れた企画提案・例示がなされているか。	15
	調査・分析・検証方法は適切か。	5
	仕様書を的確に踏まえ、実現可能性がある提案となっているか。	15
	委託者と受託者との業務の役割区分が示されており、それは適切か。	5
	提案された情報発信業務について、有効な効果が期待でき、専門性を有しているか。	5
	具体的な支援策が提案されており、将来的に継続できるような提案となっているか。	5
実施スケジュール (5点)	業務内容に応じた適切な実施スケジュール案が作成されているか。	5
見積価格 (5点)	提案された見積価格は、提案内容に対して整合性・現実性のある金額提示となっているか。	5
評価点合計		100